

福岡県公報

令和 4 年 12 月 2 日
第 354 号

目 次

告 示 (第1020号 - 第1024号)

○土地収用法に基づく事業の認定	(用 地 課)	1
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	3
○急傾斜地崩壊危険区域の廃止	(砂 防 課)	4
公 告		
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	7
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	7
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	7
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	8

公安委員会

○運転免許取得者等教育の認定	(警察本部運転免許試験課)	8
○運転免許取得者等検査の認定	(警察本部運転免許試験課)	8
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	8
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	9
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活保安課)	9
○クロスボウの取扱いに関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	10

雑 報

○令和 5 年測量士・測量士補試験の実施	(県土整備総務課)	10
----------------------	-----------	----

告 示

福岡県告示第1020号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

令和 4 年 12 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 起業者の名称
八女市
- 2 事業の種類

八女市総合体育館駐車場保全事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県八女市馬場字小枝地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である八女市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、令和4年度一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

八女市では、平成28年に「スポーツ・健康づくり都市宣言」を行い、「市民ひとり1スポーツ」を目標に掲げ、スポーツの力で市民の健康づくりと市民間交流を促進するとともに、スポーツを通じた交流人口の拡大を図り、健康的なまちづくりを進めている。

八女市総合体育館は、バスケットボールコート2面のアリーナ柔剣道場及び卓球場並びに軽運動場及び研修室等の別館からなる体育館の他に、弓道場、テニスコート、運動場を有する市の中核的な複合体育施設である。また、同体育館は市民の福祉増進のため運動・スポーツが継続的にできる機会を提供できる市内で中心的な施設である。日常的に多くの市民が利用しており、市のスポーツ振興を担う複合体育施設としての役割は非常に大きい。

また、体育館の利用者は路線バスの定期便が少ないため、大部分が自家用車利用となっている。体育館建設当初は、敷地内にある駐車場のみで運営していたが、大規模なスポーツ大会開催時等には駐車場の不足が生じていた。そこで、現在は体育

館に隣接する民有地を借り上げて駐車スペースを確保しているが、この駐車スペースがない場合、「駐車ます」以外の場所に駐車して体育館来場者に不便をきたすだけでなく、無断駐車等により救急車等緊急車両の進入時の障害になることも懸念される。

本件事業は、例年、賃貸借契約を締結し体育館に隣接する民有地を借地して駐車場スペースとして確保していたが、次年度以降、土地所有者と賃貸借契約の更新協議が整わない状況にある。そこで、市民の健康増進や地域住民の交流等を推進する本件施設の駐車場スペースの永続的な利用を確保するため、八女市が当該用地を取得することとしたものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、体育館のスムーズな運営を図ることができ、市民の健康づくり、市民間交流さらにはスポーツを通じた交流人口の拡大等に大きく寄与するなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のための特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられないため、軽微なものであると認められる。

ウ また、本件事業の施行に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、体育館利用者の安全性、利便性及び経済性の面から3案について検討を行ったうえで、利用者の安全性及び利便性が高く、埋立整地工事が不要で、事業費が少ないなど、社会的、技術的、経済的に最も優れた案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、現在確保している駐車スペースがない場合、「駐車ます」以外の場所に駐車して体育館来場者に不便をきたすだけでなく、無断駐車等により救急車等緊急車両の進入時の障害になることも懸念されることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、取用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、取用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を取用する公益上の必要があると認められるため、土地取用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地取用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、八女市から申請のあった八女市総合体育館駐車場保全事業について、土地取用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地取用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

八女市役所教育部スポーツ振興課（八女市総合体育館）

福岡県告示第1021号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年12月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林指定施業要件変更森林の所在場所

福岡市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1022号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年12月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	甘木田主丸線	朝倉市鶴木344番9先から朝倉市片延9番1先まで

福岡県告示第1023号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年12月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 猪野
- 2 区域の所在地 糟屋郡久山町大字猪野字別所、字神路山
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から13号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と13号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
糟屋郡久山町大字猪野字別所	604番1	1号
	585番10	10号及び11号
	584番1	12号
	598番5	13号
糟屋郡久山町大字猪野字神路山	607番40	2号から4号まで
	607番11	5号から8号まで
	607番38	9号

福岡県告示第1024号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により昭和47年8月福岡県告示第892号の2（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した次の急傾斜地崩壊危険区域を廃止するので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年12月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 猪野
- 2 区域の所在地 糟屋郡久山町大字猪野字別所、字神路山
- 3 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱4号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱4号を南側道路境界線沿いに結んだ線に囲まれた区域

郡	町	大字	字	地番	標柱番号
糟屋	久山	猪野	別所	600の2地先（道路敷内）	1号
			神路山	671	2号及び3号
			別所	585の2地先（道路敷内）	4号

公 告**公告**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年12月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
香春町	平成28年度から平成29年度まで	地籍図及び地籍簿	大字鏡山の一部	令和4年11月15日
上毛町	平成30年度から令和元年度まで	地籍図及び地籍簿	大字矢方、緒方、尻高の各一部	令和4年11月15日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年12月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
飯塚市綱分字赤松297番7及び297番12から297番15まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
飯塚市立岩1004番地3
高栄土地開発株式会社
代表取締役 縄手 泰治

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 ダイレックス前原店
 - 所在地 糸島市前原西一丁目902番3外
- 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
・なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 （仮称）ラ・ムー田主丸店
 - 所在地 久留米市田主丸町上原字坂溝71番2、71番6
- 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - 駐車需要の充足等
特になし
 - 騒音の発生に係る事項
騒音に関しては住宅が近隣にあることから、各種設置装置の騒音対策、早朝における業者等搬入車両の走行及び荷捌き作業については、作業員、及び業者に対して騒音防止の徹底に努めること。
 - 廃棄物に係る事項等
特になし
 - 街並みづくり等への配慮等

特になし

- その他
他法令等に係る手続きが必要な場合については、各所管窓口にて行うものとする。
。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 アクロスプラザ春日南
 - 所在地 春日市星見ヶ丘一丁目72番、73番、74番、75番、76番、77番
- 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
届出に対して、特段の意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 フェスティバルガーデン春日

(2) 所在地 春日市大字上白水1308番1外

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
届出に対して、特段の意見はありません。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年12月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩芥屋字芥屋1109番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市西区野方三丁目6-15
西坂 慶紀

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年12月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩芥屋字芥屋1108番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市南区長住六丁目6番6号
佐藤 弥生子

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、遠賀町遠賀川駅南土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定

により次のように公告する。

令和4年12月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 新たに就任した理事

氏名	住所
松本 憲昌	遠賀郡遠賀町大字広渡1341番地の3

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年12月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩吉田字カベ田604番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
太宰府市大佐野四丁目20-8 ホープ花屋敷503
松浦 康平

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年12月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字山田字上ミ204番6及び204番13
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市東区和白六丁目20-33-105
花谷 啓史

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 12 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字山田字川原83番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡粕屋町長者原東二丁目 1 番 27 - 407号
安河内 清恵

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 12 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市荻浦一丁目54番 1 及び54番 5 から54番14まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
太宰府市五条二丁目 6 - 34
眞鍋建設株式会社
代表取締役 眞鍋 栄司

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 12 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市高雄二丁目3913番 1、3913番 3 から3913番21まで及び4631番並びに大字太宰府字坂口4625番 6

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉北区明和町 9 番 1 号

株式会社海王

代表取締役 竹下 晃平

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第 1 項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和 4 年 11 月 14 日福岡市告示第300号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画用途地域の変更（令和 4 年 11 月 14 日福岡市告示第301号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 12 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画高度地区の変更（令和4年11月14日福岡市告示第302号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年12月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画防火地域及び準防火地域の変更（令和4年11月14日福岡市告示第303号）

公安委員会

福岡県公安委員会告示第283号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定に基づき、運転免許取得者等教育を次のとおり認定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年12月2日

福岡県公安委員会

名称及び住所並びに代表者の氏名	施設の名称及び所在地	課程の区分	課程の名称	認定年月日
株式会社南福岡自動車学校 大野城市下大利三丁目2番20号 江上 嘉実	南福岡自動車学校 大野城市下大利三丁目2番20号	3号課程	高齢者講習 同等課程	令和4年 11月17日

福岡県公安委員会告示第284号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定に基づき、運転免許取得者等検査を次のとおり認定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年12月2日

福岡県公安委員会

名称及び住所並びに代表者の氏名	施設の名称及び所在地	方法の区分	方法の名称	認定年月日
株式会社南福岡自動車学校 大野城市下大利三丁目2番20号 江上 嘉実	南福岡自動車学校 大野城市下大利三丁目2番20号	運転技能検査 同等方法	認定運転 技能検査	令和4年 11月17日

福岡県公安委員会告示第286号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和4年12月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和5年1月24日（火） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第287号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和4年12月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和5年1月9日（月） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市小倉南区若園5丁目1番6号 小倉南警察署 会議室	小倉南警察署
令和5年1月20日（金） 午後1時30分～午後4時30分	大牟田市不知火町3丁目8番地 大牟田警察署 会議室	大牟田警察署
令和5年1月24日（火） 午後1時30分～午後4時30分	春日市原町3丁目1番地21 春日警察署 会議室	春日警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第288号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和4年12月2日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和5年2月2日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和5年2月2日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第289号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第19条の2第2項の規定により告示する。

令和4年12月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

- (1) 講習会の日時
令和5年1月26日（木） 午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習会の場所
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階 生活安全部会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者
- (4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	クロスボウの所持に関する法令 クロスボウの使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

雑 報

公告

測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士試験及び測量士補試験の実施について、測量法施行令（昭和24年政令第322号）第21条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年12月2日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

令和5年測量士・測量士補試験の実施

- (1) 試験日時
測量士試験 令和5年5月21日（日）

午前10時から午後4時まで

(午後0時30分から午後1時30分まで休憩)

測量士補試験 令和5年5月21日(日)

午後1時30分から午後4時30分まで

(2) 試験地

北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、
広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

なお、会場確保の都合上、やむを得ず近隣府県に試験地を変更又は追加する場合
がある。

(3) 願書受付期間

令和5年1月5日(木)から1月30日(月)まで(行政機関の休日に関する法律
(昭和63年法律第91号)第1条第1項に定める行政機関の休日には、事務を行わな
い。)

ただし、郵送の場合は1月30日(月)までの日付の消印があるものに限り受け
ける。(後納郵便、別納郵便の場合は1月30日(月)までに必着とする。)

(4) 願書受付場所

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番 国土地理院総務部総務課 試験登録係

(5) 受験願書用紙等の交付

受験願書用紙及び受験案内は、令和5年1月5日(木)から、次の場所において
交付する。

郵送により請求する場合は、封筒の表に「願書請求 ○部」と朱書きし、宛先明記
の返信用封筒(角形2号以上)に必ず所要の切手を貼ったものを同封すること。

ただし、都道府県の土木関係部局の主務課では郵送の取扱いはしない。

○国土地理院

(〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番)

○国土地理院北海道地方測量部

(〒060-0808 札幌市北区北8条西二丁目1番1号 札幌第1合同庁舎)

○国土地理院東北地方測量部

(〒983-0842 仙台市宮城野区五輪一丁目3番15号 仙台第3合同庁舎)

○国土地理院関東地方測量部

(〒102-0074 東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎)

○国土地理院北陸地方測量部

(〒930-0856 富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎)

○国土地理院中部地方測量部

(〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館
)

○国土地理院近畿地方測量部

(〒540-0008 大阪市中央区大手前四丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館)

○国土地理院中国地方測量部

(〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館)

○国土地理院四国地方測量部

(〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎)

○国土地理院九州地方測量部

(〒812-0013 福岡市博多区博多駅東二丁目11番1号 福岡合同庁舎)

○国土地理院沖縄支所

(〒900-0022 那覇市樋川一丁目15番15号 那覇第1地方合同庁舎)

○各都道府県の土木関係部局の主務課

○公益社団法人日本測量協会本部及び各支部

(〒112-0002 東京都文京区小石川一丁目5番1号 パークコート文京小石川
ザ タワー5階)

(6) 試験手数料

測量士試験 4,250円 測量士補試験 2,850円

(7) 合格発表及び通知

令和5年7月11日(火)国土地理院本院、各地方測量部及び支所において合格者
の受験番号及び氏名を公告するほか、全受験者に試験の結果(合否)を通知する。
また、国土地理院のホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

(8) 試験に関する照会先

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省国土地理院 総務部総務課 試験登録係
TEL 029-864-8214, 8248